（国土交通省組織規則の一部改正）

第五条　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（緑地環境室並びに公園利用推進官及び国際緑地環境対策官）	（緑地環境室並びに公園利用推進官及び国際緑地環境対策官）
第五十二条　（略）	**第五十二条**　（略）
2　緑地環境室は、次に掲げる事務をつかさどる。	2　緑地環境室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）	一　（略）
二　都市における緑地の保全及び緑化の推進に関すること（国土交通省組織令第八十三条第三号に掲げるもの並びに参事官及び国際緑地環境対策官の所掌に属するものを除く。）。	二　都市における緑地の保全及び緑化の推進に関すること（参事官及び国際緑地環境対策官の所掌に属するものを除く。）。
三・四　（略）	三・四　（略）
3～5　（略）	3～5　（略）

附　則

この省令は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十一月八日）から施行する。

○環境省令第二十八号

自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三十五条の四第五項の規定に基づき、自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月一日

環境大臣　浅尾慶一郎

自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令

自然環境保全法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（沖合海底特別地区内の特定行為の許可申請書）	（沖合海底特別地区内の特定行為の許可申請書）
第三十一条の四　法第三十五条の四第三項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。	**第三十一条の四**　法第三十五条の四第三項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
一～八　（略）	一～八　（略）
九　特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画（鉱物の掘採又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第二条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行う場合に限る。）	九　特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画（鉱物の掘採を行う場合に限る。）
2　前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。	2　前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真（鉱物の掘採又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行う場合に限る。）	二　特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真（鉱物の採掘を行う場合に限る。）
三・四　（略）	三・四　（略）
（沖合海底特別地区内の特定行為の許可基準）	（沖合海底特別地区内の特定行為の許可基準）
第三十一条の五　法第三十五条の四第五項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。	**第三十一条の五**　法第三十五条の四第五項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。
一～三　（略）	一～三　（略）